

## 『大学における安全保障輸出管理とジレンマ』

大阪大学 研究オフィス 教授  
金 美善

大阪大学の安全保障輸出管理担当教員として着任して3年目に入った。このコラムの読者の方  
はご存知かと思うが、安全保障輸出管理とは、「外国為替及び外国貿易法(通称、外為法)」に基  
づいて、軍事転用の恐れがある貨物や技術を外国に提供する際は、学内で手続きを行い、必要  
な場合は経済産業省への許可を得るというコンプライアンスの一環である。

企業を中心に行われていた安全保障輸出管理が大学にも求められ始めたのは、2010年からで  
ある。取り扱っている技術をすべて把握していて、技術提供相手も特定しやすい企業とは違っ  
て、大学で扱っている技術は幅広く、各研究者が各々の研究活動している中で誰に技術を提供  
したかを大学がすべてを把握・管理することは不可能であるため、今でも各大学は、運用方法や  
専門人材の確保に悩んでいる。

大学の安全保障輸出管理において最も難しい課題は、研究の自由とコンプライアンスのバランス  
のとり方ではないかと思う。研究者は学問的な目的でグローバルな研究活動を行っているので、  
面白い研究ができそうな外国の研究者がいれば連携をするし、使命感から外国から自分の指導  
を求めてきた学生等に対して可能な限り受け入れて指導をしようとする。しかし、国際情勢の変  
化によって国の政策は刻々と変化しており、その政策の影響が大学や研究者にも及ぶ。昨日ま  
では問題なかったのに、翌日になると制裁によって特定国・特定団体との連携や技術提供が規  
制されたり、受入れようとしていた留学生のビザがおりなかったりすることで、研究者の研究・教  
育活動は日に日に委縮していく。

他方、世界的な技術争奪戦の中で、大学の研究者がターゲットとなり、あの手この手で技術を奪  
い取ろうとする動きを目の当たりにしているので、それを傍観するわけにもいかない。このよう  
なジレンマが日々の業務の中で続いており、いまだにバランスの取れる着地点を見つけることはで  
きない。

ただ、交渉学を学んだ私ができることとして、客観的な情報に基づいてリスクを明確化すると同時  
に、代替案を提案する(例えば、ある留学生に対する指導の内容を外為法上問題ない内容に変更  
させる、受入れ身分、受入れ時期を変更させる等)ことで、研究者も、管理する大学もWin-Win  
になる方法を見つけようと頑張っているところではあるが、まだまだ修行が必要で、その道のりは  
遠そうだ。